

平成26年度横浜市みどり保全創造事業費会計予算

平成26年度横浜市のみどり保全創造事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,137,535千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

平成26年2月14日提出

横浜市長 林 文 子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		2,196,456 ^{千円}
	1 国 庫 補 助 金	2,196,456
2 財 産 収 入		3,000
	1 財 産 運 用 収 入	3,000
3 寄 附 金		8,001
	1 寄 附 金	8,001
4 繰 入 金		4,329,816
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,928,014
	2 基 金 繰 入 金	2,401,802
5 諸 収 入		2,262
	1 雑 入	2,262
6 市 債		3,598,000
	1 市 債	3,598,000
歳 入 合 計		10,137,535

歳 出

款	項	金 額
1 みどり保全創造事業費		10,137,535 ^{千円}
	1 みどり保全創造事業費	5,271,500
	2 みどり保全事業費	3,914,991
	3 基金積立金	3,000
	4 公債費	947,044
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		10,137,535

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
樹林地保全創造費	千円 1,261,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は平成26会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	% 5.0以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
都市農地保全費	213,000	同 上	同 上	同 上
緑化推進創造費	180,000	同 上	同 上	同 上
樹林地保全費	1,944,000	同 上	同 上	同 上
計	3,598,000			